公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人とくしま未来健康づくり機構(以下、「この法人」という。)定款第15条第3項及び第33条第4項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、用語の定義は次に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (4)報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価 として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。費用は含まない。
 - (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を合む。) 及び手数料等の経費をいう。

(役員報酬等の支給)

- 第3条 非常勤の役員等は、原則として無報酬とする。ただし、定款第15条及び第33 条に規定される職務執行に対する謝金と、本条第4項及び第5項による謝金を支給する ことができる。ただし、評議員に対するその額は、定款第15条に規定される額を超え ないものとする。
- 2 常勤役員には、第4条で定める役員報酬を支給することができる。
- 3 役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。
- 4 非常勤の役員等が評議員会又は理事会等に出席した場合は、会議出席謝金を現金で支給することができるものとし、1人1回あたりの額は1万円とする。
- 5 監事(非常勤)に対しては、主として会計監査に対する対価として、1人1回あたり 1万円の謝金を支給する。

(常勤役員の役員報酬の額の決定)

- 第4条 常勤役員の年間役員報酬総額は、評議員会で決定し、各々の役員が受けるべき年間役員報酬額は、1,700万円を超えない範囲で理事長が理事会の承認を得て決める。
- 2 各月の役員報酬額は、原則として年俸の12分の1とする。
- 3 在任期間の途中で退任した場合は、退任した月で支給を打ち切る。
- 4 理事長は、必要な場合に各々の常勤役員について、この法人の常勤役員に支給する役員報酬額を削減することができる。ただし、できるだけ速やかに理事会の承認を求めるものとする。

(常勤役員の役員報酬の支給)

第5条 常勤役員に対する役員報酬は、毎月21日(その日が日曜日、休日又は土曜日に 当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日) に支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者にあっては、その遺族。)に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 常勤役員が他の企業又は法人からの出向者で、出向元から給与又は報酬等を支給されている場合には、第3条第3項に定めた役員報酬は支給しない。その場合、この法人は出向元との協議により、社会保険料等を含めた合意額を、出向元に対して戻し入れるものとする。

(役員報酬の額の日割計算)

- 第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から役員報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの役員報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における役員報酬の 額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎と して日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの役員報酬を支給する。

(費 用)

- 第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費を支給し、その計算方法は別に定めるこの法人の職員に関する職員給与規程を準用する。
- 3 役員等の出張旅費については、別に定めるこの法人の職員に関する旅費規程を準用する。

(臨時的緊急措置)

第8条 当該役員が役員としての責任を取ることが妥当とする状況があった場合は、理事会の決議によって、役員報酬の削減又は支給停止の借置をとることができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人への移行登記の日から施行する.